告

示

(

青森県告示第六十七号

理理容師の講習会を次のとおり指定したので告示する。

理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定による管

第三千九百五十三号

平成二十七年

道路の供用の開始. 道路の区域の変更.... 公共測量の終了..... 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定 身体障害者福祉法による医師の指定. 法律による自立支援医療機関の指定..... 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための サービス事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定介護予防サー ビス事業者の介護予防 事業の廃止の届出..... 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援 事業の廃止の届出...... 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス 美容師法による管理美容師の講習会の指定..... 理容師法による管理理容師の講習会の指定. 告 目 示 次 (保健衛生課) ... (監 (障害福祉課) ... (道 保高 険 険 福 同同 同 同 路 理 同 同 課 : 課祉 · :: : : : : : : : 깯

平成二十七年二月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

主催者の住所及び名称

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東京都江東区有明三丁目七の二六

開催日時及び場所

		6	午前九時三十分から
IJ	アピオあおもい	十七年六月二十九日 (月) の三日間の アピオあおもり	十七年六月二十九
目一七の一	青森市中央三丁目一七の一	二十七年六月二十二日 (月) 、平成二	二十七年六月二十
		平成二十七年六月十五日 (月)、平成	平成二十七年六月·
所	場	時	日

Ξ 受講対象者

理容師の免許を受けた後三年以上理容の業務に従事した者

兀 受講申込書の提出先

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

五 受講料

一万八千円

青森県告示第六十八号 美容師法 (昭和三十二年法律第百六十三号) 第十二条の三第二項の規定による管理

平成二十七年二月四日

美容師の講習会を次のとおり指定したので告示する

青森県知事 Ξ 村 申

吾

東京都江東区有明三丁目七の二六

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

主催者の住所及び名称

五

開催日時及び場所

\equiv 受講対象者

美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事した者

受講申込書の提出先

兀

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一の八第一広瀬ビル七階

公益財団法人理容師美容師試験研修センター 東北ブロック事務所

受講料

一万八千円

青森県告示第六十九号

第七十八条第二号の規定により公示する。 定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、次の指

平成二十七年二月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

山 田 隆 昭	氏名 称 又は	指定居宅
黒石市上町九の	所在地又は住所主たる事務所の	指定居宅サービス事業者
指養居 導管宅 理療	の 種 類	l 居 ご宅 スサ
医山院田 歯科	名称	行居宅サー
- の黒石市上町九	所 在 地	事業所
≕平 成 一· 三	年届廃 月 止 日出の	
三平 一成 一	年月日	廃 止

会イ <i>ァ</i> 北 社ズー海 株式ラフ	整な医 形かざ 外わ 科わ	整な医 形が法 外わ人
一 条西四丁目三の 札幌市北区北七	田字館下一八戸市大字新井	田字館下一八戸市大字新井
指養居 導管宅 理療	ョテハ通 ン ビ所 シリリ	ョテハ訪 ン ー ビ問 シリリ
原局ラフ 店五イァ 所ズマ 川薬マ	ククスな リポー ニッツわ	ククスな リポー ニッツわ
柳町 一五 の 一 五 の 一字	井田字館下一八戸市大字新	井田字館下一
t •! •#!!	"	宗-三三
	"	萘

六

青森県告示第七十号

第八十五条第二号の規定により公示する。 定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定により、 次の指

平成二十七年二月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

毫平 ● 成 = =	吴平 三 吴	目一の一三 八戸市沼館一丁	援宅音 事業護 所支居	目一三の一八戸市沼館一丁	東株 建式 設会 計社
月	年届月日日	所在地	名称	所 在 地主たる事務所の	名称
廃 止	国廃 止 出の	業所で表現する	事居宅介護	介護支援事業者	指定居宅介護

青森県告示第七十一号

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申

吾

			原居店丑	指着		会へ社グ
・ 七 <u> 三</u> 六・二・三0	т 	加五 丁川 三原 ロ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ フ	引ラフ □イア ボズマ □薬マ	療防介 養居護 管宅予	 	イァ北 ズー海 株マ道 ボラフ
三平 成 	듷平 ⋅ ⋅ 三	の一部上町九	医山 院田 歯科	理療防介 指養居護 導管宅予	黒石市上町九の	山 田 隆 昭
年月日	年届月日出	所 在 地	名称	種ビ 類ス の	所在地又は住所	氏名 称 又は
廃 止	産廃止の	行う事業所	事業を	防介 サ護 ー予	業者がサービス	事指定介籍

青森県告示第七十二号

次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関 (精神通院医療) を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

= 平 •成 = −		松森町一〇三	弘前市大字松森町	剤薬局松森町店	テック調剤
年指 月 日定	地	在	所	称	名

青森県告示第七十三号

3| り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年)| 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定によ

三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申

吾

高橋	E	E
徹	ŕ	3
部弘	名	勤
別属病院以前大学医学		務
院医学	称	す
五弘	所	る
二則	/-	病
大字本	在	院
町	地	等
害小児	i	
科 ()	摂	旁
心臓機	禾	4
能障	E	
≕平 - 成	年	指
≕' ^x —	月日	定

青森県告示第七十四号

の二十四第一号の規定により公示する。より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定に

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

≕平 ・成 ≕		坂五七の一九北郡七戸町字	蛇上坂北	る - 仮 すど等 リスデ	ー あー るすり 放課後等デ	ビデ放 スイサ サー等	寺裏五九上北郡七戸町字	3 合同会社R	3 合
年月日	地	在	所	称	名	種所 類 3 が が の	の 所 在 地主たる事務所	名称	
指	行	事業	所支援事業を行	事害 業児 所通	う障	所障 を害 受児 D通	指定障害児通所支援事業者	定障害児	+6

青森県告示第七十五号

三項の規定により公示する。 量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測

平成二十七年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

1

県

道

番図 号面

種道 路

類の

野辺地町

測量計画機関

測量の種類

Ξ

測量の期間

公共測量 (道路三次元データ計測)

兀

測量の地域

上北郡野辺地町地内

平成二十六年五月三十日から同年十一月二十八日まで

青森県告示第七十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月三日まで青森県県土整備部

平成二十七年二月四日

道路課において一般の縦覧に供する。

なお、

青森県知事 \equiv 村 申

吾

2万億日糸	8	路線名
東津軽郡今別町大字大川平字深沢一	東津軽郡今別町大字大川平字清川	変更の
一三の一四二まで	字清川無番から	图
後	前	前変 後更 別の
二四・四三メートルまで七・四一メートルから	一六・一一メートルまで七・四一メートルから	敷地の幅員
二三四・四五メートル	二三四・四五メートル	敷地の延長
		備考

から東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二一の二七東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二一の二七

で東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二〇の五ま

青森県告示第七十七号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成二十七年三月三日まで青森県県土整備部

平成二十七年二月四日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

県道夏泊公園線	路線名
までまで、まで、大学白砂字脇ノ沢二一の二八東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二一の三六から	供用開始の区間
平成	の供用開始

一 県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)